

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年1月29日（月）10:36～10:40

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

<関係省庁>

竹林 経治 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 歴史的建築物に関する旅館業法の特例の全国展開について

3 閉会

○小谷参事官 それでは、「歴史的建築物に関する旅館業法の特例の全国展開について」、厚生労働省に来ていただいております。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 早朝から、お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○竹林課長 厚生労働省生活衛生課長の竹林でございます。よろしく申し上げます。

今回お諮りする事項につきましては、私どものほうで所管しております旅館業法という法律で、ホテル、旅館の許可を取るためには、玄関帳場、いわゆるフロントを置かなければいけないというルールが一般ルールとしてありまして、これを特区で緩めている。資料の「現状（特例）」に書いてありますけれども、歴史的建築物については、玄関帳場なしでもできるような特例が設けられています。これがもう一般ルールで緩和をしますので、特区が必要ない、要は役割を終えたのではないかということで、廃止してはどうかということをお諮りするものでございます。

繰り返しになって恐縮ですが、現状のところは、歴史的建造物について①、②、③の要

件が満たされていれば、玄関帳場を置かなくてもいいことになっています。

①は、ちゃんとした伝統的建造物であることということがありまして、実質的に②と③の基準を満たせばいいということなのですけれども、②に何が書いてあるかと言いますと、ちょっと読みづらいのですが、玄関帳場そのものではないのですけれども、その代替機能を別の設備で満たすということ。

③が、事故が起きたときなどに緊急対応ができる体制。普通、フロントがありますと、何かあったらすぐに行けますし、人の出入りとかもチェックできるわけなので、そういうことが別の形で満たされていればよろしいということで、今はこれが特区だけで、歴史的建築物だけに当てはめられているのですけれども、改正理由のところでございますが、今回、旅館業法を昨年末に改正しております、今後それに伴って政省令、あるいは通知を改正していきます。

経緯としては、一昨年12月に規制改革推進会議で、玄関帳場を置かなければいけないというルールにつきまして、ICTを使って代替できないかという御議論がございまして、そのときに、そこは検討しますということになっていたのですが、今この改正理由のところを書いてありますように、基本的にはICTを活用した場合も念頭には置きつつも、まさに歴史的建築物の特区と同じように、代替機能があって、緊急対応ができれば、フロントがなくてもいいということを一般ルール化しますので、もうこの特区自体はなくても、他のものも含めて同じルールで行けますので、廃止しないと何のためにこの特区があるのか、後で見た人が分からなくなるということになると思いますので、廃止してもいいのではないかとということでございます。

ちなみに、施行期日につきましては、6月15日に改正法、あるいはそれに伴う政省令が施行されますので、そのタイミングで廃止することにはどうかということでございます。

以上でございます。

○八田座長 御丁寧な説明、どうもありがとうございました。

ある意味では、この特区で出発したルールが全国展開される。それから一般的に広まるということで、私個人としては非常に大歓迎ということですが、本当に良かったと思っています。

事務局的には、何かありますか。

○村上審議官 大丈夫です。要件のでこぼこも特段ございませんし、この全国展開であれば、我々のほうから特にお願いする内容はないという理解でよろしいのではないかと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。